

○ 「検視官の運用及び死体取扱要領」の制定について（概要）

平成25年3月15日付け捜一甲達第190号  
石川県警察本部長から部課署長あて

一部改正 平成27年2月20日付け捜一乙達第5号

緻密かつ適正な死体取扱業務を推進するため、石川県警察本部刑事部捜査第一課に検視官を配置し「検視官の運用及び死体取扱要領」により適正に行われてきたが、近年、警察の死体取扱業務に対する国民の関心の高まりや、死体取扱数の増加に加え、自殺や事故を偽装した殺人事件が発生するなど、死体取扱業務の重要性、困難性が一段と高まっている現状にあり、更に死体取扱事案受理時の検視官室への全件速報の徹底や、CT検査等新たな資機材の活用を図っているところであるが、平成25年4月1日から「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」（以下「法」という）の施行により、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令」（以下「令」という）、「国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則」（以下「施行規則」という）の制定、及び「死体取扱規則」（以下「改正死体取扱規則」という）の全部改正に伴い、「検視官の運用及び死体取扱要領」を制定した。

こうしたことから、今後の死体取扱等については、刑事訴訟法、法、令、施行規則、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）及び改正死体取扱規則によるほか、平成25年4月1日からこの要領によることとしたから、部下職員に教養し、その運用に遺漏のないようにされたい。